

令和2年度 神戸市立桜が丘小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

桜が丘小学校では、「いじめは、どの学校でも、どの学年にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめ問題に取り組み、いじめのない学校を作るために、「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、「神戸市立桜が丘小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1. いじめの定義

- 当該児童が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの
- いじめの判断は、いじめられた児童の立場に立つ。個々の行為が「いじめ」当たるか否かの判断は、表面的形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
- 起こった場所は学校の内外を問わない。(インターネットを通じて行われたものも含む)

2. いじめの基本認識

- ◎「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を指導原則とする。
- ◎人として決して許される行為ではない。
- ◎気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ◎いじめられる側にも問題があるという見方は間違い。
- ◎態様によっては、刑罰法規(暴行、恐喝、強要等)に触れる。
- ◎教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題。
- ◎家庭教育の在り方に大きなかかわりをもつ。
- ◎関係者が役割を果たし、一体となって取り組む問題。

3. いじめ対応の基本的な考え方

- 未然防止**…いじめを生まない土壌づくり
- 早期発見**…子供の変化を敏感に察知
- 早期対応**…迅速かつ組織的な対応

①未然防止

i. 子供や学級の様子の把握

- 教職員の気付きが基本であり、同じ目線に立って普段の子供の様子(個々のおかれた状況や家庭環境、心理状態)、学級の様子を敏感に察知する。
- 学校生活アンケート(子供対象、年2回)や、学校アンケート(保護者対象、年1回)を通して、子供や保護者の意識、実態をつかむ。また、懇談会や家庭訪問等で子供の実態を知る。

ii. 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- 教職員は子供たちのよきモデルとなり、信頼される行動が求められる。
- 自己肯定感を高める学習活動・学級活動・行事
 - ・子供たちが他者とかかわり、自分の願いや思いを表現できる場や機会を設けることで、違いを認め合う仲間づくりができる。もちろん、教師の言葉かけは必要。
 - ・子供に充実感を持たせ、学力を高める授業づくりに努める。
 - ・学校行事や学年行事による子供たちの主体的な活動により、違いを認め合い、自尊感情を高める。

iii. 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる

- 自主的にいじめの問題について考え議論すること等、いじめの防止に関する活動に取り組む。
- 人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を充実し、「違いを認め合う」「自尊感情を高める」ための取り組みを重視する。
- 他人を思いやる心を育む道徳教育を充実する。そのために、資料を活用し、子供の実態に合った教材を精選する。
- 自然学校、修学旅行、環境体験学習、総合的な学習等における、様々ななかかわりの中で、生命に対する畏敬の念を感じ、育む体験学習を充実する。
- コミュニケーションを重視した特別活動を充実する。
 - ・自分の気持ちや感情を他者に適切に伝える。
 - ・他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につける。
- 対等で豊かな人間関係を築く「きょうしつ」をつくる。
きづいて 寄りそい うけとめて しんらいできる大人に つなげる 態度を育てる
- 問題の発生を予防したり、子供の適応や自己成長を援助したりするため、教職員がスキル演習を通して、「育てる教育相談」の考え方や実際の手法を学ぶ。

iv. 保護者や地域への働きかけ

- いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換をする場
 - ・PTA各種の会議、保護者の研修会
 - ・ホームページ、学校だより、学年だより
- ⇒いじめの問題性や家庭教育の大切さを理解していただく

②早期発見

i. 教職員の基本的なスタンス

- 人権感覚を磨く。
- 子供たちの立場に立って守るという姿勢をとる。
- カウンセリングマインド…共感的に子供たちの気持ちや行動、価値観を理解する。

ii. いじめ早期発見のために

- いじめ発見のきっかけ
 - ・小学校では、保護者からの訴えが多い。学年があがるにつれて、本人からの訴えが多くなる。
 - ・大人の見えないところで行われているので、本人からの訴えは少ない。
⇒親に心配をかけたくない、自分はだめな人間だ、仕返しがかわいなどの理由が挙げられる。
- 子供がいるところには、教職員がいることを目指す。
 - ・日々の観察を充実する。
 - ・学級内グループの人間関係を把握し、適切な指導を行う。
 - ・日記(生活ノート)、アンケートなど早期発見のための取り組みを行う。
⇒ただし、子供や保護者からの相談には、いじめの助長の予防などの細心の注意を払う。

iii. いじめ発見後の初期対応

- 本人からの訴え
 - ・心身の安全の保証…不安を抱かせないようにする。
 - ・事実関係や気持ちの傾聴…共感的な立場に立って。
- 周囲の子供たちからの訴え
 - ・他の子供の目の届かない場所や時間を確保し、事実関係を聞く。
⇒勇気ある行動を称え、情報源を明かさないなどの安心感をもたせる。
- 保護者からの訴え
 - ・日ごろからの信頼関係を築いた上で、保護者の気持ちを十分に理解して接する。
 - ・地域からの情報が学校に入ってくるような体制づくりをする。

③早期対応

i. いじめの情報(兆候)をつかむ

- 問題を軽視せず、早期対応する。
- 個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、校内委員会での情報共有に努め、組織で対応していく。
- いじめの情報(兆候)をつかんだ教職員は、即座にいじめを止めさせ、校内いじめ問題対策委員会に報告し、組織的に対応する。
- いじめられた子供、いじめを知らせた子供を徹底的に守る。
 - ・場所や時間に配慮して話を聞く。
- 登下校や休み時間等の見守り体制を整える。

ii. 正確な実態把握

- 当事者双方から経緯、心情等を個別に聴き取る。
- 周囲の子供や保護者など第三者からも情報を得る。
 - ・保護者対応は、複数の教職員で行い、事実に基づき丁寧に行う。
- 得た情報は、関係教職員が共有し、正確な全体像を把握する。

iii. 指導体制・方針の決定

- 校内いじめ問題対策委員会で指導のねらいを明確にする。
- 教職員の共通理解のもと、役割分担を行い、関係者の指導を行う。

iv. 子どもの指導・支援

- いじめられている子供への支援
 - ・つらい気持ちに共感し、心の安定を図り、最後まで守り抜く。
 - ・必ず解決できることを伝えるとともに、自信をもたせ、自尊感情を高める。
- いじている子供への指導
 - ・子供の背景にも目を向けながら、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
 - ・いじめが非人道的行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
 - ・本人が抱える問題を成長支援の観点から解決していけるよう、具体的な対応方針を定める。
- 周囲の子供への指導
 - ・当事者だけの問題にとどめず、学年・学校全体の問題として考え、いじめの抑止者・仲裁者への転換を促す指導を行う。

v. 保護者に対して

- 第一義的に責任を担う保護者が子供の規範意識を養い、いじめを受けた場合、行った場合のどちらにおいても学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする。
- いじめられた子供の保護者へ対して
 - ・家庭訪問をし、事実関係や指導方針を伝える。
 - ・今後の対応を協議するとともに、保護者の気持ちや不安を共感的に受け止める。
 - ・継続して子供の変化に留意してもらおう等、連携を図りながら解決に向かって取り組む。
- いじている子供の保護者へ対して
 - ・いじめられた子供や保護者のつらい気持ちやよりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - ・いじめは決して許されないという毅然とした態度を示し、家庭での指導を依頼する。
 - ・子供の変容を図るための今後のかかわり方を一緒に考える。

vi. 事後対応

- 継続的な対応や指導・支援を行う。
- いじめに係る行為が止んでいる状態が、3か月以上の間継続していることと、いじめを受けた児童本人及びその保護者心身の苦痛を感じていないことを解消の2要件とする。

- スクールカウンセラー等の活用を含めた心のケアにあたる。
- 事例を検証し、再発防止・未然防止のための日常的な取り組みを話し合う。
- いじめのない学級づくりを強化する。

vii. 迅速に対応するには…

- 対応が遅れる要因例
 - ・「私のクラスにはいじめは起きない」⇒錯覚
 - ・「もし、クラスでいじめが起こったらどうしよう」⇒不安
 - ・「子供たちで解決させよう」⇒抱え込み
- 考え方を転換する
 - ・「いじめはどこでも起こる。気付いていないだけかも」⇒本質の認識
 - ・「注意深く学級の様子を見よう」⇒積極的な姿勢
 - ・「いじめかも？他の先生に相談しよう」⇒報告・連絡・相談

④ ネット上のいじめへの対応

i. ネット上のいじめの定義

- 特定の子供の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板等へ書き込んだり、メールを送ったりするいじめ⇒チェーンメール、ブログ、学校裏サイト、動画サイト、SNS、LINE など

ii. 未然防止・早期発見

- 保護者との連携が重要
 - ・懇談会等で伝えることによる啓発
 - ⇒家庭でのルールづくり
 - 個人情報流出の認識
 - ネット上のいじめの影響
 - ・子供の変化に気付いた場合の学校への相談
- 情報モラルの育成
 - ・発信した情報は広がる。
 - ・匿名の書き込みでも特定はできる。
 - ・まちがった情報、有害な情報があり、犯罪に巻き込まれる可能性がある。
 - ⇒インターネット特有の危険性や子供が陥りやすい心理について指導する。

4. いじめ対応体制

いじめ問題の取り組みにあたっては、いじめを許さないという毅然とした構えと「いじめを根絶する」という強い意思をもち、学校全体で組織的な取り組みを行う。

① 校内いじめ問題対策委員会

i. 目的

- いじめ対策に特化し、調査・対応の役割を明確にする
- チームを起点として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う
- 定期的に計画の点検評価を行い、子どもの状況や地域の実態に応じた取り組みを展開

ii. 構成

- 校長、教頭、総務、生徒指導係、学年・専科生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラー

iii. 構造図

